

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成21年10月14日

栃木県人事委員会委員長 平間 幸男

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、本年は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、職員と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも職員が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、月例給について、給料表及び自宅に係る住居手当の引下げ改定を行うこととしました。また、特別給（ボーナス）についても、支給月数を0.35月分引き下げることとしました。

なお、時間外労働の割増賃金率の引上げ等に関する労働基準法の改正を踏まえ、人事院勧告に準じて、超過勤務手当の支給割合について所要の改定を行うこととしました。

その他、給与構造改革の進捗状況等及び教員給与の見直しについて報告しました。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と生活の両立支援等の勤務環境の整備、人材の育成・活用及び高齢期の雇用問題に関する課題について報告しました。

職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、社会経済情勢を反映した適正な給与水準を保障するものであり、また、日々県民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものであると確信しています。

職員においては、本年は月例給及び特別給の引下げという厳しい勧告となりましたが、厳しい社会経済情勢下で、改めて、全体の奉仕者としての立場を自覚し、県民の期待と要請に応えられるよう、気概を持って、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が職務を通じて県民の生活の安定・向上に貢献していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。